

社会福祉法人ノエル福祉会 役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人ノエル福祉会(以下「この法人」という。)の役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

- 2 役員会等とは、理事会及び評議員会をいう。
- 3 報酬とは、職務執行の対価として支給されるものをいう。
- 4 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員等が役員会等の出席をしたとき(書面決議を除く)、または監事が法人・施設指導監査への立ち合いや監事監査の業務にあたったときのみ、別表1により1日分の報酬を支給することができる。ただし、別表2の月額報酬を受けている役員等には支給しない。

- 2 日々の勤務実態があり、理事会が必要と認める理事長の報酬に関しては別表2により、月額報酬を支給することができる。ただし、勤務日について出勤簿を記録しなければならない。
- 3 法人施設職員で役員等を兼務している者には役員報酬を支給しない。

(費用弁償)

第5条 この法人は、役員等が出張する場合の旅費(宿泊費含む)については、ノエル福祉会旅費規程を準用して出張費として支給する。またこれを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会及び監査など法人施設で行う業務の出席に関して発生する旅費等の費用については弁償しない。

(報酬等の支給日及び支給方法)

第6条 理事長への報酬(旅費を除く。)は、毎月月末に締切り、翌月10日に本人の指定する本人名義の金融口座に銀行振込に振り込むことができる。なお、支給日が土日、祝日にあたる場合は、翌営業日に支給するものとする。

- 2 日額報酬については、職務に従事した都度、現金で支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附 則

この規程は平成29年 6月 15日から施行する。

この規程は令和 3年 6月 18日に改正する。

この規程は令和 4年 6月 23日に改正する。

別表（日額報酬）

名 称／区 分	報 酬	備 考
役員会等出席報酬 ／理事・監事・評議員	給与所得の源泉徴収税額 (日額表乙蘭) 差引後、手取額 5, 0 0 0 円	月額報酬を受けている役員等及 び法人施設職員を兼務している 者を除く
監事監査業務報酬 または法人・施設指導監査の 立ち合いによる報酬 ／監事のみ	給与所得の源泉徴収税額 (日額表乙蘭) 差引後、手取額 5, 0 0 0 円	

別表 2（月額報酬）

名 称	報 酬	備 考
理事長報酬	上限を50, 0 0 0 円とし、 都度、評議員会にて決定する。	